**国連専門家、ハンセン病患者・回復者の権利擁護に向けた取り組みの継続を日本に要請**

東京（2020年2月19日） – 国連ハンセン病差別撤廃特別報告者を務めるアリス・クルス氏は、8日間にわたる訪日を終えるにあたり、日本がハンセン病患者・回復者の権利擁護において目覚ましい前進を遂げており、この取り組みを継続しなければならないと述べました。

「私は、市民社会との密接な協力による日本政府のたゆまぬ努力を歓迎します。これはハンセン病患者・回復者とその家族に対する差別と偏見の撤廃を図る好例と言えます。私は当局に対し、特に高齢者の権利擁護の分野での国際協力に関する取り組みを継続、持続するよう強く促します」クルス氏はこのように語っています。

「私は、患者・回復者とその家族による飽くなき集団的な闘争の結果、特に2001年と2019年の熊本地方裁判所判決を通じ、これら日本国内で疎外された人々の権利擁護が前進したことを認識します。また、過去の人権侵害に対する責任を認め、公の謝罪と補償を提供し、ハンセン病に対する多部門的アプローチを実施に移すことにより、患者と回復者の声に応えた日本政府を称賛します」

「しかし、体系的な変化の達成は難しく、社会とコミュニティのレベルで、スティグマは今でも残っています。患者と回復者の多くが長い年月をかけて、収容施設を離れたものの、強制的に隔離された約1,100人は現在も、13カ所の療養所で暮らしています。入所者の平均年齢は86歳で、その多くは身体的、心理社会的障害のほか、ハンセン病関連の障害も抱えて暮らしています。こうした人々は、この病気が治療可能となった後も、強制的な隔離と不妊手術の政策によって、非人間化されていました。被害者は依然として、数十年にわたる制度化された差別によって失われた尊厳と、家族の絆の回復に苦闘しています」クルス氏はこう述べています。

「実効的な癒しを確保するために賠償プログラムの範囲を拡大し、ハンセン病関連の医療と介護に関する知識を持続させ、表現の自由権と行為能力を保障し、家族関係の再建に望ましい環境を整備するとともに、長島のUNESCO世界遺産登録申請を支援するための取り組みを強化すべきです」クルス氏はこのようにも述べています。

「療養所の内外で、同じ水準の医療サービスとカウンセリングを提供すべきです。患者と回復者は、その未来や健康問題、緩和ケアに関し、自由に十分な情報に基づく決定を下すべきです」特別報告者はこう語りました。

クルス氏は訪日中、関係省庁の代表のほか、市民社会団体、法律と保健専門家および学界の代表とも協議を行いました。国立ハンセン病資料館や国立感染症研究所、東京と長島の国立療養所も訪問しました。また、療養所内外で暮らすハンセン病患者・回復者とその家族数人からも、貴重な証言を得ています。

特別報告者は2020年6月、国連人権理事会に調査結果と主な提言を含む包括的報告書を提出する予定です。

/ /// /

アリス・クルス氏は2017年11月、人権理事会により[ハンセン病患者・回復者およびその家族に対する差別の撤廃](http://www.ohchr.org/EN/Issues/Leprosy/Pages/AliceCruz.aspx)に関する初の国連特別報告者に任命されました。クルス氏はエクアドルのアンディナ・シモン・ボリバル大学法律大学院で客員教授を務めたほか、ポルトガルの大学数校で、ハンセン病をはじめとする保健と人権に関する研究を行っています。また、ハンセン病患者・回復者のハンセン病サービスへの参加強化に関するWHOガイドラインの策定にも加わりました。ハンセン病の撲滅とこれにまつわるスティグマに関する研究と著作を行う傍ら、ハンセン病の患者と回復者を含め、さまざまなステークホルダーとも連携しています。

特別報告者は人権理事会のいわゆる[特別手続](http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/SP/Pages/Welcomepage.aspx)の一環として活動します。国連人権システムとしては最大の独立専門家体系をなす特別手続は、特定国の状況または全世界のテーマ別問題に取り組む人権理事会の独立した事実調査・監視メカニズムを総称するものです。特別手続の専門家は任意で活動しているため、国連の職員ではなく、その活動について俸給は受け取っていません。どの政府や組織からも独立し、個人の資格で活動しています。

ハンセン病に関する特別報告者の活動は、フェイスブック（[https://www.facebook.com/srleprosy](https://www.facebook.com/srleprosya)）とツイッター（[@srleprosy](https://twitter.com/srleprosy)の個人ページでフォローしてください。

訪日中の詳しい情報や***取材要請については、***Younkyo Ahn （yahn@ohchr.org / +41 79 444 3707）までお問い合わせください（英語のみ）。

その他の国連独立専門家に関するメディアのお問い合わせは、The Media Unit（+ 41 22 928 9855 / mediaconsultant2@ohchr.org）までお願いいたします。

私たちが暮らす世界のことが気になるのなら、**今すぐ誰かの権利のために立ち上がろう。**#Standup4humanrights